

第5章 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、ニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

(1) 子どものための教育・保育給付の認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組みです。

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 (教育標準時間認定)	主に幼稚園、認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育園、認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり (保育認定)	主に保育園、認定こども園、地域型保育に該当

施設型給付＝保護者本人への給付でなく、幼稚園・保育園・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

(2) 子育てのための施設等利用給付の認定区分

（子ども・子育て支援法第30条の4等）

令和元年10月1日から開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、子ども・子育て支援法等に定められた支給要件（年齢、課税状況や保育の必要性など）に基づいて区分に分けられ認定を受け、その上で給付を受けることができます。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び利用希望把握アンケートにより把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。なお、確保の内容については、計画期間中も適宜見直しを行い、受け入れ体制について関係機関との協議、調整の上、適切に実施していきます。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	35人	34人	28人	26人	25人
1号認定	20人	19人	16人	15人	14人
2号認定見込み	15人	15人	12人	11人	11人
2 確保の内容	35人	35人	35人	35人	35人
特定教育・保育施設	35人	35人	35人	35人	35人
確認を受けない幼稚園	0人	0人	0人	0人	0人
過不足（2-1）	0人	1人	7人	9人	10人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。（私立幼稚園が、新制度の施設型給付を受けるかどうかは各幼稚園の判断に委ねることとなっています。）

※1 「必要利用定員総数」の「2号認定見込み」は、保護者の就労状況を見ると(2)の2号認定に該当しますが、幼稚園を希望する意向が強いことから1号認定として計上しています。

(2) 2号認定（3歳以上、保育園を利用希望）

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	34人	26人	23人	21人	19人
2 確保の内容	50人	50人	50人	50人	50人
特定教育・保育施設	40人	40人	40人	40人	40人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	10人	10人	10人	10人	10人
過不足（2-1）	16人	24人	27人	29人	31人

(3-1) 3号認定(0歳、保育園を利用希望)

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	6人	6人	5人	4人	4人
2 確保の内容	6人	6人	6人	6人	6人
特定教育・保育施設	6人	6人	6人	6人	6人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(2-1)	0人	0人	1人	2人	2人

(3-2) 3号認定(1歳、保育園を利用希望)

■量の見込み

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	9人	9人	9人	8人	7人
2 確保の内容	9人	9人	9人	9人	9人
特定教育・保育施設	9人	9人	9人	9人	9人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	0人	0人	0人	0人	0人
過不足(2-1)	0人	0人	0人	1人	2人

(3-3) 3号認定(2歳、保育園を利用希望)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1 必要利用定員総数	11人	10人	10人	9人	8人
2 確保の内容	21人	21人	21人	21人	21人
特定教育・保育施設	11人	11人	11人	11人	11人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	10人	10人	10人	10人	10人
過不足(2-1)	10人	11人	11人	12人	13人

○保育利用率の目標値設定について

国の基本指針では、3号認定の量の見込み割合である「保育利用率」の目標値を設定することとされています。保育利用率の目標値は、「量の見込み(3号認定子ども) ÷ 各年度推計人口(0~2歳) × 100 = (小数点第一まで)」により算出した数値とします。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
保育利用率	56.0%	55.3%	58.1%	55.3%	55.9%
推計児童数(0~2歳)・人	50	47	43	38	34

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育園の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、「認定こども園・まき」と連携してまいります。また、幼稚園等の認定こども園への移行については、施設の状況や事業者の意向を踏まえた上で、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮して検討を進めるものとします。

1 認定こども園の特徴

- ① 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供します。
- ② 保護者の就労の有無にかかわらず利用できます。
- ③ 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できます。
- ④ 0～5歳までの異年齢の子どもたちが一緒に育ちます。
- ⑤ 園に通っていない子どもの家庭も、子育て相談や親子の交流の場などに参加できます。

2 認定こども園の取り扱いについて

(1) 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を開します。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人ひとりの存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行います。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設です。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成します。

(2) 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培います。
- 小学校との連携はもとより他の地域の幼稚園、保育園、認定こども園との連携を図り

ます。

(3) 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人ひとりの生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考える必要があります。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定します。

【配慮すべき事項の詳細】

①発達や学びの連續性に関すること

0歳から小学校就学前までの一貫した教育及び保育においては、子どもの発達の連續性に考慮し、集団生活の経験の違い等、一人ひとりの特性や課題に応じたきめ細かな対応を図ります。また、小学校教育との円滑な接続に向け、互いの教育及び保育の内容や指導方法の違いや共通点について理解を深めるように努めます。

②養護に関すること

家庭と協力しながら、一人ひとりの発育状況や健康状態を把握し、子どもと保育者との信頼関係を構築するとともに、子どもにとって心豊かで安定した、快適な生活環境を実現します。

③乳児期の子どもの保育に関すること

安全で活動しやすい環境を整え、一人ひとりの生活のリズムを重視し、保護者に発育・発達が著しい子どもの様子や日々の保育の状況について保護者に情報提供し、また、保護者と子どもの成長の喜びを共有できるようにします。

④満3歳未満の子どもの保育に関すること

心身の発育・発達が顕著な時期であり、個人差も大きいため、適切な援助を行うとともに、基本的な生活習慣の形成に向けて、発達の状況に応じた環境の構成を工夫します。
また、子どもが安心して生活をする場となるよう配慮します。

⑤健康及び安全に関すること

食育を通じた望ましい食習慣の形成に努めるとともに、専門機関等と連携し、適切な判断に基づく保健的な対応を行います。また、事故の防止や災害等不測の事態に備えた体制を整えるとともに、家庭や地域と連携・協力し、子どもが発達の状況に応じ安全のための行動を身に付けることができるよう努めます。

⑥特別支援教育や障がい児保育に関すること

障がいのある子どもに対して適切な支援を行うとともに、乳幼児期からの育児相談や

教育相談、小学校等への就学相談などを通じて子どもやその保護者に十分な情報提供を行います。また、障がいのある子どもと障がいのない子どもが日常の生活を通じて、活動を共にすることができるよう配慮し、認定こども園が障がいの有無を問わず、この時期の子どもに必要な生活体験を提供できるようにします。さらに、保護者を含め関係者が教育的ニーズや必要な支援について共通理解を深めることにより保護者の障がい受容につなげ、その後の円滑な支援を図れるようにします。

⑦子育ての支援に関するこ

園内体制の整備に配慮し、子育ての喜びを共感する場づくり、悩みや経験を話し交流する場づくり、子育てのネットワークづくりなど、地域の子育ての拠点としての役割を果たします。

⑧家庭や地域社会との連携に関するこ

様々な子どもとその保護者が営む生活が充実するように、PTA活動や保護者会活動、保育参加などの活動や、高齢者をはじめ幅広い世代との交流、地域行事への参加の機会などを設定し、地域資源を活用し地域全体で子どもの健やかな育ちを支えます。

4 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく取組の推進について

国は、保護者の就労などで「小1の壁」と言われている就学後の放課後など、子どもの居場所づくりのために、平成26年7月「放課後子ども総合プラン」を策定しました。さらに、放課後児童クラブの待機児童の早期解消や放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を目的とした「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、平成31年4月から実施されています。

羽幌町では、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の推進とあわせて、放課後子ども教室についても、地域の施設等を活用しながら、保護者の就労の有無にかかわらない、子どもの安全・安心な居場所づくりに努めます。

就学後の放課後など子どもの居場所づくりについては、教育、福祉、就労等様々な分野が関わっているため、今後、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を一体的、または、連携して実施していくために、教育委員会と福祉部局が連携し、共通理解、情報共有を図りながら、計画的整備等に向けて取り組んでいきます。

5 外国から帰国した幼児や外国籍の幼児等について

国際化の進展に伴い、本町においても外国籍の方が転入してくる場合も見込まれることから、その受け入れの際には、特定教育・保育施設及び関係機関等と連携をしながら、円滑な受け入れができるように進めています。

6 教育・保育施設の質の向上

すべての子どもに質の高い教育・保育を提供するには、それに携わる幼稚園教諭や保育士の資質向上及び保育士等の確保が必要不可欠であるため、以下の方針に基づき、人材の確保・育成に取り組めるよう努力します。

① 資格の取得促進

認定こども園の普及促進にあたり、その中心的な担い手の確保のため、幼稚園教諭と保育士の両方の資格取得促進に向けて支援を行います。

② 幼稚園教諭と保育士の合同研修

幼稚園教諭と保育士が教育と保育を一定程度に提供する意義や課題を共有できるように、合同研修の開催などによる支援を行います。

③ 保育士の処遇改善

保育の担い手の確保が全国的な課題となっていることから、本町においても国や道の制度を活用し、保育士の処遇改善に取り組みます。

④ 職員の資質の向上

健康状態や発達の状況、家庭環境等から特に配慮を要する子どもについては、一人ひとりの状況を的確に把握し、適切な教育・保育が提供されるように、専門機関等との連携を強化するとともに、職員の資質向上を図ります。

⑤ 保育士等の確保

保育士等の確保のため、町内の保育施設等に勤務を希望する学生に対し、修学資金、入学準備金、就職準備金の貸付制度により、保育士等の確保を図ります。

7 産休後及び育休後の教育・保育施設の円滑な利用の確保

保護者が産休・育休明けの希望する時期に、円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、相談支援を実施するとともに、計画的に教育・保育施設の整備や地域型保育事業の展開を進めます。

① 保護者に対する情報提供・相談支援体制の充実

町ホームページや広報誌、インフォカナル、SNSを通して、教育・保育の正確な情報発信に努めることにより、妊婦及び子育て中の保護者が、いつでも、どこでも必要な情報を取得することができるよう環境を整備します。

また、妊娠届出時に子育てに関する各種お知らせを配付するとともに、出産後の乳児家庭

全戸訪問事業(こんにちはあかちゃん事業)や地域子育て支援拠点の保育士による訪問の機会などを通じて、教育・保育の利用に関する情報提供や保護者からの相談に応じます。

さらに、子どもや保護者の身近な場所である地域子育て支援拠点において、教育・保育の利用に関して、いつでも保護者からの相談に応じられる体制を整備するとともに、利用者支援事業を活用して、各家庭のニーズに応じた教育・保育の紹介及びあっせんを行うことにより、円滑な事業利用へとつなげていきます。

② 育休満了時からの環境整備

育休満了時(原則 1 歳到達時)から、確実に教育・保育を利用できる環境を整えるため、保育の充実を図ります。

8 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

幼児教育・保育の無償化が令和元年 10 月から実施され、従来の「子どものための教育・保育給付」に加え、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。「子育てのための施設等利用給付」は、預かり保育事業や一時預かり事業等を利用する者で給付認定を受けた者に対して給付されるものです。

羽幌町では、認定こども園・まきにおいて預かり保育事業、一時預かり事業、羽幌藤幼稚園において預かり保育事業を実施しています。利用日数、時間、給付の要件等関係機関と連携しながら、給付対象者を把握し適切に実施してまいります。

9 副食費の負担軽減について

令和元年 10 月から実施されている幼児教育・保育の無償化に際して、保育料のほかに 3~5 歳児副食費（給食のおかず及びおやつ代）も「年収 360 万円未満相当世帯の子ども」と「すべての第 3 子以降の子ども」については、月額 4,500 円まで免除されることとなりました。

羽幌町においても、国の基準に基づき副食費の免除を実施しております。